

# 埼玉県の公共事業の施行に伴う代替地の 情報提供及び媒介に関する変更協定書

平成5年7月1日締結した埼玉県土木部・住宅都市部所管の公共事業の施行に伴う代替地の情報提供及び媒介に関する協定書について、  
[ 埼玉県 ( 、 、 )  
埼玉県知事 ( 、 、 ) ] (以下「甲」とい

う。)と [ 社団法人埼玉県宅地建物取引業協会 ( 、 )  
社団法人全日本不動産協会埼玉県本部 ( 、 )  
埼玉県農業協同組合中央会 ( 、 ) ] (以下「乙」という。)とは、  
次のおり変更協定を締結する。

(用語の定義)

第2条 この協定において「代替地」とは、甲が公共事業の施行に伴い取得することとなる被補償者の生活又は生業の用に供している建物等を移転する者の生活再建のために必要となる土地をいう。

とあるを

(用語の定義)

第2条 この協定において「代替地」とは、甲が公共事業の施行に伴い取得することとなる被補償者の生活又は生業の用に供している建物等を移転する者の生活再建のために必要となる土地、並びに、公共事業の施行に伴う代替地対策促進要綱(平成6年4月1日施行)に規定する起業地の従前の機能を代替する土地をいう。

とする。

平成7年4月1日

甲 [ 埼玉県  
埼玉県知事 土屋 義彦 ( 、 、 )  
埼玉県知事 土屋 義彦 ( 、 、 ) ]

乙 [ 社団法人埼玉県宅地建物取引業協会  
会長 星野 謹吾 ( 、 )  
社団法人全日本不動産協会埼玉県本部  
本部長 清水 義弘 ( 、 )  
埼玉県農業協同組合中央会  
会長 島田 得一 ( 、 ) ]